

テーマ「平成 30 年度本試験に確実に合格するための勉強方法」

1. 平成 29 年度本試験商業登記・合否を分けたと思われる論点 (小問形式に編集改題・P 1～17 問題演習)

・・・解答時間は 15 分

※問題文の内容を抜粋しています。記載されていないことについては、考慮しないでいいです。

※問題文の日付は、すべて平成 30 年受験用に引きなおしてあります。

第37問 司法書士法務太郎は、平成30年 5 月 16 日に事務所を訪れた第一電器株式会社の代表者から、別紙 1 から別紙 7 までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙 8 のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、第一電器株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務太郎は、依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年 5 月 17 日に登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問 1 及び問 2 に答えなさい。

問 1 平成30年 5 月 17 日に司法書士法務太郎が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項並びに添付書面の名称及び通数を第 37 問答案用紙の第 1 欄に記載しなさい。

問 2 第一電器株式会社の代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第 37 問答案用紙の第 2 欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第 37 問答案用紙の第 2 欄に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 第一電器株式会社の定款には、別紙 1 から別紙 8 までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 4 第一電器株式会社は、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上となったことはないものとする。
- 5 東京都中央区は東京法務局の管轄である。
- 6 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 7 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。
- 9 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。

別紙 1

【平成 30 年 3 月 10 日現在の第一電器株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 第一電器株式会社

本店 東京都中央区西京橋一丁目 1 番 1 号

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成 5 年 6 月 26 日

- 目的
1. 家庭用電器製品の製造及び販売
 2. 文房具, 玩具の販売
 3. 前各号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 8000 株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 2400 株

各種の株式の数 普通株式 2400 株

資本金の額 金 1 億 2000 万円

発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容

普通株式 6000 株

甲種株式 2000 株

甲種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 3%の剰余金の配当を受けるものとする。

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の普通株式及び甲種株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

役員に関する事項 取締役 A 平成 28 年 5 月 20 日重任

取締役 B 平成 28 年 5 月 20 日重任

取締役 C 平成 28 年 5 月 20 日重任

東京都渋谷区北渋谷九丁目 8 番 7 号

代表取締役 A 平成 28 年 5 月 20 日重任

監査役 D 平成 29 年 5 月 25 日就任

支配人に関する事項 東京都新宿区下新宿七丁目 8 番 9 号

E

営業所 東京都中央区西京橋一丁目 1 番 1 号

支店 1 東京都中央区築地台八丁目 9 番 1 号

存続期間 会社成立の日から満 25 年

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 平成 24 年 6 月 1 日横浜市西区平沼八丁目 8 番 8 号から本店
移転

別紙 2

【平成 30 年 3 月 10 日現在の第一電器株式会社の定款】

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、第一電器株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用電器製品の製造及び販売
2. 文房具、玩具の販売
3. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告をする方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(存続期間)

第 5 条 当社の存続期間は、会社成立の日から満 25 年とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8000 株とする。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第 7 条 当社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。

普通株式 6000 株

甲種株式 2000 株

甲種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 3%の剰余金の配当を受けるものとする。

(株券の不発行)

第 8 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第 9 条 当会社の普通株式及び甲種株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

(議長)

第 12 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決する。

(種類株主総会)

第 14 条 種類株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決する。

3 第 12 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会設置会社)

第 15 条 当会社には取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 16 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第 17 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第 19 条 取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については，株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 監査役

(監査役設置会社)

第 20 条 当会社には監査役を置く。

(監査役の員数)

第 21 条 当会社の監査役は 1 名以上とする。

(監査役の選任方法)

第 22 条 当会社の監査役は，株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 23 条 監査役の任期は，選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第 24 条 監査役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については，株主総会の決議をもって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第 7 章 附 則

(法令の準拠)

第 27 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙 3

【平成 30 年 3 月 11 日開催の第一電器株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

定款第 7 条を下記のとおりに変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第 7 条 当社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。

普通株式 6000 株

甲種株式 2000 株

乙種株式 1000 株

甲種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 3%の剰余金の配当を受けるものとする。

乙種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 6%の剰余金の配当を受けるものとする。ただし、乙種株式は株主総会において一切の議決権を有しない。

第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

監査役 1 名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

監査役 F

別紙 4

【平成 30 年 3 月 11 日開催の第一電器株式会社の普通株主を構成員とする種類株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

定款第 7 条を下記のとおりに変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第 7 条 当社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。

普通株式 6000 株

甲種株式 2000 株

乙種株式 1000 株

甲種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 3%の剰余金の配当を受けるものとする。

乙種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 6%の剰余金の配当を受けるものとする。ただし、乙種株式は株主総会において一切の議決権を有しない。

別紙 5

【F の就任承諾書】

就任承諾書

私は、来たる平成 30 年 3 月 11 日に開催される臨時株主総会において選任されることを条件に、貴社の監査役に就任することを承諾いたします。

平成 30 年 3 月 8 日

住所 東京都世田谷区南世田谷三丁目 4 番 5 号

氏名 F 

第一電器株式会社 御中

別紙 6

【平成 30 年 5 月 15 日開催の第一電器株式会社の定時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 計算書類承認の件

計算書類の承認を求めたところ、満場一致をもって承認可決された。

第 2 号議案 取締役 3 名選任の件

取締役 3 名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

取締役 A

取締役 B

取締役 C

なお、被選任者はいずれも席上就任を承諾した。

別紙 7

【平成 30 年 5 月 15 日開催の第一電器株式会社の取締役会における議事の概要】

(省略)

第 2 号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定した。

東京都渋谷区北渋谷九丁目 8 番 7 号

代表取締役 A

なお、被選定者は席上就任を承諾した。

別紙 8

【司法書士法務太郎の聴取記録(平成 30 年 5 月 16 日)】

- 1 別紙 1 は、平成 30 年 3 月 10 日現在における第一電器株式会社の登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙 2 は、平成 30 年 3 月 10 日現在における第一電器株式会社の定款である。
- 3 平成 30 年 3 月 10 日現在における第一電器株式会社の株主は W、X、Y 及び Z の 4 名であり、それぞれの有する議決権の数は、W1200 個、X700 個、Y400 個、Z100 個である。また、その後平成 30 年 5 月 16 日まで、株主及びその有する議決権数に変動はない。
- 4 第一電器株式会社の平成 30 年 3 月 11 日に開催された臨時株主総会に出席した株主は W のみであり、その議事の概要は別紙 3 に記載されているとおりである。
- 5 第一電器株式会社の平成 30 年 3 月 11 日に開催された普通株主を構成員とする種類株主総会に出席した株主は W のみであり、その議事の概要は別紙 4 に記載されているとおりである。
- 6 第一電器株式会社の平成 30 年 5 月 15 日に開催された定時株主総会には、株主全員が出席し、その議事の概要は別紙 6 に記載されているとおりである。
- 7 平成 30 年 5 月 15 日に開催された定時株主総会の終結後直ちに開催された取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席し、その議事の概要は別紙 7 に記載されているとおりである。また、別紙 7 の取締役会議事録には、A が登記所に提出している印鑑が押されている。

【MEMO】

第 1 欄 (答案用紙)

【登記の事由】

【登記すべき事項】

【添付書面の名称及び通数】

第 2 欄

2. 平成 29 年度択一本試験正答率ランク表（下から 13 位まで）

順位	午前の部		
	問題番号	正答率	出題内容
23 位	第 27 問	63%	株式会社の設立
24 位	第 1 問	62%	職業選択の自由
25 位	第 26 問	56%	横領罪等
26 位	第 23 問	54%	遺留分
27 位	第 16 問	50%	債務不履行
27 位	第 21 問	50%	未成年後見
29 位	第 31 問	48%	補欠監査役
30 位	第 5 問	47%	錯誤
31 位	第 30 問	41%	取締役会
32 位	第 19 問	40%	不当利得
32 位	第 3 問	40%	条約
34 位	第 29 問	35%	自己株式と新株予約権
35 位	第 2 問	26%	財政

順位	午後の部		
	問題番号	正答率	出題内容
23 位	第 17 問	64%	原本還付
24 位	第 30 問	61%	募集株式の発行
25 位	第 27 問	59%	登録免許税
26 位	第 21 問	59%	買戻しの登記
27 位	第 24 問	56%	仮登記
28 位	第 2 問	53%	訴訟費用
28 位	第 19 問	53%	相続の登記
30 位	第 23 問	50%	仮処分の登記
31 位	第 20 問	49%	相続・遺贈の登記
32 位	第 28 問	36%	株式会社の設立の登記
33 位	第 11 問	35%	供託に関する閲覧等
34 位	第 14 問	34%	登記の抹消
35 位	第 13 問	32%	登記原因証明情報

※黒いマークのしてある問題を取れると、ちょうど基準点突破。

(これらの問題が「基準点突破の分岐点となった問題」と言えます。)

※さらに、基準点を超えて「合格点」を取るためには、0～5 問程度の上乗せ点が必要だと思われる（本ガイダンスの時点では最終合格発表がされていないので、ここは分かりません。記述式の点数が高ければ、上乗せ点は 0 点でも大丈夫です。)

※以上は、正答率から導いた一般的な話です。個人的なミス等をすれば、他に取らなければならない問題が増えます。

午前の部 24 位

第 1 問 次の文章は、職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法についての文章である。() の中に適切な語句を挿入して文章を完成させた場合に、(①) から (③) までに入る語句の組合せとして最も適切なものは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

職業選択の自由に対する規制については、国民の生命・健康に対する危険を防止又は除去若しくは緩和するための()目的規制と社会公共の便宜を促進し社会的・経済的弱者を保護するための()目的規制に区別し、(①)目的規制の場合には()目的規制の場合よりも規制立法の合憲性を厳格に審査すべきであるとの考え方がある。

この考え方に対しては、例えば、()目的規制と()目的規制の両面の要素を有する場合があることや、公衆浴場の適正配置規制に関する判例のように従来は(②)目的規制と捉えられたものが事情の変化によって()目的規制と解されるようになる場合があることなど、()目的規制か()目的規制かの区別は相対的であるとの指摘があるほか、判例の中にも、酒類販売業の免許制について、()目的規制か()目的規制かを明らかにすることなく、租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといふ財政目的による規制であるとした上、(③)ものがある。

1 ①積極

②積極

③その必要性と合理性についての立法府の判断が著しく不合理でないかの検討が必要であるとした

2 ①積極

②積極

③より緩やかな規制手段で同じ目的を達成することができるかの検討が必要であるとした

3 ①消極

②積極

③より緩やかな規制手段で同じ目的を達成することができるかの検討が必要である

とした

4 ①消極

②消極

③その必要性と合理性についての立法府の判断が著しく不合理でないかの検討が必要であるとした

5 ①消極

②消極

③より緩やかな規制手段で同じ目的を達成することができるかの検討が必要であるとした

【完成文】

職業選択の自由に対する規制については、国民の生命・健康に対する危険を防止又は除去若しくは緩和するための（消極）目的規制と社会公共の便宜を促進し社会的・経済的弱者を保護するための（積極）目的規制に区別し、(①消極)目的規制の場合には(積極)目的規制の場合よりも規制立法の合憲性を厳格に審査すべきであるとの考え方がある。

この考え方に対しては、例えば、(消極(積極))目的規制と(積極(消極))目的規制の両面の要素を有する場合があることや、公衆浴場の適正配置規制に関する判例のように従来は(②消極)目的規制と捉えられたものが事情の変化によって(積極)目的規制と解されるようになる場合があることなど、(消極(積極))目的規制か(積極(消極))目的規制かの区別は相対的であるとの指摘があるほか、判例の中にも、酒類販売業の免許制について、(消極(積極))目的規制か(積極(消極))目的規制かを明らかにすることなく、租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという財政目的による規制であるとした上、(③その必要性と合理性についての立法府の判断が著しく不合理でないかの検討が必要であるとした)ものがある。

(①) について

職業選択の自由に対する規制については、国民の生命・健康に対する危険を防止又は除去若しくは緩和するための消極目的規制と、社会公共の便宜を促進し社会的・経済的弱者を保護するための積極目的規制とに区別されるという考え方がある。そして、この考え方によれば、消極目的規制の場合には、積極目的規制の場合よりも規制立法の合憲性を厳格に審査すべきであるとされる。したがって、①には「消極」が入る。

(②) について

公衆浴場の適正配置規制について、従来の判例は、公衆浴場の偏在・濫立から生じる弊害を国民保健及び環境衛生を保持する上から防止するという消極目的規制と捉えていた(最大判昭 30.1.26)。しかしその後、公衆浴場業者が経営の困難から転廃業をすることを防止するという積極目的規制と解する判例も登場した(最判平元.1.20)。したがって、②には「消極」が入る。

(③) について

酒類販売業の免許制について、判例は、消極目的規制か積極目的規制かという区別を明示せず、「租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のための職業の許可制による規制については、その必要性と合理性についての立法府の判断が、…政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものでない限り、これを憲法 22 条 1 項の規定に違反するものということとはできない」としている(最判平 4.12.15)。したがって、③には「その必要性と合理性についての立法府の判断が著しく不合理でないかの検討が必要であるとした」が入る。

以上により、①=「消極」、②=「消極」、③=「その必要性と合理性についての立法府の判断が著しく不合理でないかの検討が必要であるとした」と入り、したがって、正解は肢 4 となる。

解答… 4

基準点突破の分岐点となった問題（午前の部 25 位）

第26問 横領罪等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、動産甲をBと共同占有していたところ、Bの占有を奪ってAの単独の占有に移した。この場合、Aには、横領罪が成立する。

イ Aは、A所有の乙不動産をBに売却し、Bから代金を受け取ったが、登記簿上の所有名義がAに残っていたことを奇貨として、乙不動産について、更にCに売却し、Cへの所有権の移転の登記を行った。この場合、Aには、横領罪が成立する。

ウ Aは、その自宅の郵便受けに誤って配達されたB宛ての郵便物がB宛てのものであることを知りながら、その中に入っていた動産甲を自分のものとした。この場合、Aには、遺失物等横領罪が成立する。

エ Aは、Bと共有している乙不動産についてBから依頼を受けて売却し、その代金を受領してAが単独で占有していたところ、これを自分のものとした。この場合、Aには、横領罪が成立する。

オ Aは、A所有の乙不動産について、Bのために根抵当権を設定したが、その登記がされていなかったことを奇貨として、更にCのために根抵当権を設定し、その登記を行った。この場合、Aには、横領罪が成立する。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

ア誤り。

本記述は、Aには横領罪が成立するとしている点で、誤っている。判例は、本記述と同様の事案において、「共同占有の場合、共同占有者の占有を奪って自己単独の占有に移す行為は窃盗を以て目すべきこと大審院以来判例の認める処で其解釈は正当である。」としている（最判昭 25.6.6）。よって、動産甲の共同占有者Bの占有を奪って自己の単独の占有に移したAには、窃盗罪（刑法 235 条）が成立する。

イ正しい。

本記述は、最判昭 30.12.26 により正しい。判例は、本記述と同様の事案において、「不動産の所有権が売買によって買主に移転した場合、登記簿上の所有名義がなお売主にあるときは、売主はその不動産を占有するものと解すべく、従つていわゆる二重売買においては横領罪の成立が認められる」としている（最判昭 30.12.26）。よって、乙不動産をBに売却し、登記簿上の所有名義が自己に残っていたことを奇貨として、乙不動産をCに売却したAには、横領罪（刑法 252 条 1 項）が成立する。

ウ正しい。

本記述は、大判大 6.10.15 により正しい。判例は、本記述と同様の事案において、郵便集配人が誤って封緘郵便物を配達し、その所持を失った以上は、同郵便物の差出人はこれに伴い封入の物件につき占有を喪失し、郵便物全体は刑法 254 条にいわゆる占有を離れた他人の物に該当するから、被告がほしいままにこれを領得した行為は遺失物等横領罪に当たるとしている（大判大 6.10.15）。よって、誤って配達されたB宛ての郵便物がB宛てのものであることを知りながら、その中に入っていた動産甲を自分のものとしたAには、遺失物等横領罪（刑法 254 条）が成立する。

エ正しい。

本記述は、最決昭 43.5.23 により正しい。判例は、本記述と同様の事案において、「他人との共有にかかる土地を、その依頼により、表面上単独所有者として第三者に売り渡した者が、その第三者から受領した代金は、特約ないし特殊の事情の認められないかぎり、その他人との共有に属するものと解すべきであるから、原判決が、被告人の所為を横領罪に当たるものとしたのは、正当である。」としている（最決昭 43.5.23）。よって、乙不動産の売却代金を受領して単独で占有し、これを自分のものとしたAには、横領罪（刑法 252 条 1 項）が成立する。

オ誤り。

本記述は、Aには横領罪が成立するとしている点で、誤っている。判例は、本記述と同様の事案において、抵当権設定者はその登記に関し、「これを完了するまでは、抵当権者に協力する任務を有することはいうまでもないところであり、右任務は主として他人である抵当権者のために負うものといわなければならない。」とした上で、「1 番抵当権を、後順位の 2 番抵当権たらしめたことは、既に刑法 247 条の損害に該当する」として、不動産の所有者が根抵当権を設定した後に更に他人のために根抵当権を設定した場合には、背任罪（刑法 247 条）が成立するとしている（最判昭 31.12.7）。よって、AがBのために根抵

当権を設定した後，更に C のために根抵当権を設定し，その登記を行った A には，背任罪が成立する。

以上により，誤っている記述はアとオであり，したがって，正解は肢 2 となる。

解答… 2

基準点突破の分岐点となった問題（午後の部 24 位）

第30問 取締役会設置会社における、株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 定款に「当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。」旨の定めがある会社が、募集株式を引き受けようとする者と総数引受契約を締結した場合には、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、定款に別段の定めがあるときを除き、総数引受契約を承認した株主総会の議事録を添付しなければならない。

イ 出資の目的が金銭であり、募集株式の一部が自己株式である場合には、払込みがされた額の全額を増加する資本金の額とする募集株式の発行による変更の登記の申請をすることはできない。

ウ 出資の目的が金銭であり、募集株式の全部が新たに発行する株式である場合において、払込みがされた額の全額を資本金の額に計上するときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面の添付を要しない。

エ 会社法上の公開会社が発行する募集株式が譲渡制限株式である場合には、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、定款に別段の定めがあるときを除き、募集株式の割当てについて決定した取締役会の議事録を添付しなければならない。

オ 会社法上の公開会社でない会社が株主総会による委任の決議に基づき取締役会で募集事項を決定した場合において、その決定の日が当該委任の決議の日から 1 年以内であるときは、払込期日又は払込期間の末日が当該委任の決議の日から 1 年を経過しているときであっても、募集株式の発行による変更の登記の申請をすることができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

ア誤り。

本記述は、株主総会の議事録を添付しなければならないとしている点で、誤っている。取締役会設置会社である株式会社が、株主に割当てを与えないで募集株式の発行をする場合、募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約（総数引受契約）を締結する場合には、募集株式の申込み・割当てに関する規定は、適用しない（会社法 205 条 1 項）。そして、当該募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって、総数引受契約の承認を受けなければならない（会社法 205 条 2 項）。よって本問の場合、総数引受契約を承認した取締役会の議事録を添付しなければならない（商登法 46 条 2 項）。これは、定款に「当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の決議を要する。」と定められている場合であっても同様である。

イ正しい。

株式会社の資本金の額は、会社法に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とされている（会社法 445 条 1 項）。そして、自己株式を交付して払込みを受けた場合でも、その分の資本金の額は増加しない。よって、募集株式の一部が自己株式である場合には、払込みがされた額の全額を増加する資本金の額とする募集株式の発行の登記による変更の登記の申請をすることはできない。したがって、本記述は正しい。

ウ誤り。

本記述は、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面の添付を要しないとしている点で、誤っている。募集株式の発行の登記による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならない（商登規 61 条 9 項）。これは、当該募集株式の発行の出資の目的が金銭であり、募集株式の全部が新たに発行する株式である場合において、払込みがされた額の全額を資本金の額に計上する場合であっても同様である。なお、株式会社がする設立の登記（出資に係る財産が金銭のみである場合に限る。）の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面の添付を要しない（平 19.1.17 民商 91）。

エ正しい。

本記述は、会社法 204 条 2 項、商業登記法 46 条 2 項により正しい。会社法上の公開会社であっても、種類株式発行会社である場合には、発行する一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定め（譲渡制限株式）を設けることができる（会社法 2 条 5 号、108 条 1 項 4 号）。そして、当該会社が発行する募集株式が譲渡制限株式である場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、募集株式の割当てに関する決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない（会社法 204 条 1 項、2 項）。よって、当該募集株式の発行による変更の登記の申請書には、取締役会の議事録を添付しなければならない（商登法 46 条 2 項）。

才誤り。

本記述は、払込期日又は払込期間の末日が当該委任の決議の日から1年を経過しているときであっても、募集株式の発行による変更の登記の申請をすることができるとしている点で、誤っている。会社法上の公開会社でない会社とする募集株式の発行における募集事項の決定は、株主総会の決議によって、取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる（会社法 200 条 1 項本文）。そして、当該株主総会による委任の決議は、募集事項の決定における払込期日（払込期間を定めた場合にあつては、その期間の末日）が当該委任の決議の日から1年以内の日である募集についてのみその効力を有する（会社法 200 条 3 項）。募集事項の決定の日が委任の決議の日から1年以内である場合ではない。

以上により、正しい記述はイとエであり、従って、正解は肢3となる。

解答…3

3. 合格レベルに達するまでの勉強について

主に本試験で問われている知識（試験対策としてやるべきこと。）

※私が過去問分析から抽出しました「試験委員が考えているであろう“基本知識”です。」

<憲法>

1. 判例知識（最も重要）
2. 学説問題に関する基本知識
3. 過去問知識
4. 条文知識

<民法>

1. 過去問知識（最も重要）
2. 条文知識
3. 判例知識
4. 学説問題に関する基本知識

<刑法>

1. 過去問知識
2. 判例知識

<商法>

1. 条文知識（最も重要）
2. 過去問知識（平成 27, 28, 29 年度の出題から考えると、今後は平成 17 年以前の過去問も潰すべき）
3. 商法総則・商行為の勉強

<民事訴訟法>

1. 過去問知識（最も重要）
2. 条文知識（年度によっては、過去問学習だけで足りない年がある。）

<民事保全法>

1. 過去問知識（最も重要・基本的に、過去問学習で対応すべき科目）
2. 条文知識

<民事執行法>

1. 過去問知識
2. 条文知識（学習範囲が広すぎるため、過去問学習をしっかりとやって切り上げるという選択肢もあり。）

<司法書士法>

1. 過去問知識（最も重要・基本的に、過去問学習で対応すべき科目）
2. 条文知識

<供託法>

1. 過去問知識（基本的に、過去問学習で対応すべき科目）

<択一式不動産登記法・記述式不動産登記法>

1. 択一過去問知識（最も重要・記述式の勉強も兼ねることになる。）
2. 記述式過去問知識
3. 条文知識
4. 先例や登記研究等の知識
5. 申請書のひながた知識

<択一式商業登記法・記述式商業登記法>

1. 会社法の条文知識（最も重要・記述式の勉強も兼ねることになる。）
2. 択一過去問知識
3. 記述式過去問知識
4. 商業登記法の条文知識
5. その他法律（一般法人法等）の知識

平成 29 年度本試験記述式の難易度と今後の対策

本試験の記述式の出題の歴史を大雑把に説明しますと、

1. 平成 20 年度は、難問を出題して不動産で 0 点の人が続出、
↓ (受験生は、不動産の細かい勉強に走る)
2. 平成 21 年度は、一転して不動産、商業ともにオーソドックスな問題を出題、
↓ (受験生は、オーソドックスな勉強をする)
3. 平成 22 年度は、商業で組織再編(新設分割)を出題して混乱させ、
↓ (受験生は、商業の細かい勉強に走る)
4. 平成 23 年度は、オーソドックスな問題を出題、
↓ (受験生は、オーソドックスな勉強をする)
5. 平成 24 年度は、商業登記で特例有限会社の移行の登記と組織再編(吸収合併)を出題して、商業登記で受験生をビビらせて、
↓ (受験生は、商業の細かい勉強に走る)
6. 平成 25 年度は、比較的オーソドックスな問題を出題、
↓ (受験生は、オーソドックスな勉強をする)
7. 平成 26 年度は、不動産登記でガツンと難問を出題、
↓ (受験生は、不動産の細かい勉強に走る)
8. 平成 27 年度は、比較的オーソドックスな問題を出題、
↓ (受験生は、オーソドックスな勉強をする)
9. 平成 28 年度は、不動産登記でガツンと難問を出題、
↓ (受験生は、不動産の細かい勉強に走る)
10. 平成 29 年度は、比較的オーソドックスな問題を出題、
(どういう勉強をしていくべき?)

大雑把な話ではありますが、こんな感じです(択一式の難易度も考慮すると多少事情が変わってきますが、今回は記述式の話ということにします。)

試験委員は、様々なパターンの出題を繰り返して、毎年、受験生を振り回します。

そして、それに振り回されず、オーソドックスな勉強を続けた人が合格していきます(もちろん、過去問をやらずに条文読まずに合格する人とか、超短期合格をする人など、多少の例外は毎年いますが・・・)。

振り回される人(特に、その年に僅差で不合格だった人にその傾向が多いようです。)は、毎年振り回され続けて(その都度、使用する参考書や予備校を変えて)、毎年僅差での不合格が続きます。

結局、受験生が 1 年間で勉強できる分量なんて、ある程度決まっていますし、試験委員だって、受験生のおおよその知識量を承知のはずです。

皆さんには、ぜひ今後も「過去問をやって、条文を読んで、重要な先例や判例を読んで・・・」というような、堅実な勉強をして頂きたいと思います。

4. 商業登記法(これで納得集)サンプルテキスト

代表取締役の選定

会社法 349 条（株式会社の代表）

- I 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。
- II 前項本文の取締役が 2 人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。
- III 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

会社法 362 条（取締役会の権限等）

- III 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

<代表取締役の選定方法>

- ①各自代表
- ②定款
- ③定款の定めに基づく取締役の互選
- ④株主総会の決議
- ⑤取締役会の決議（取締役会設置会社の場合）

<選定方法を変更した場合の登記>

1. 各自代表の会社において、新たに選定方法が定められた場合（又は取締役会設置会社となった場合）

（つまり、「①」から「②～⑤」への変更の場合）

⇒新たに代表取締役に選定されなかった者について、代表取締役の「退任」の登記を申請する。

2. これまでの選定方法が廃止された場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められなかった場合）

（つまり、「②～⑤」から「①」への変更の場合）

⇒これまで代表権を有しなかった取締役について、「代表権付与」の登記を申請する。

3. 選定方法の変更があった場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められた場合、これまで選定方法を定めていた会社が取締役会設置会社となった場合）

（つまり、「②～⑤」の間での変更の場合）

⇒変更前後で同一人が代表取締役である場合、登記申請不要。

⇒変更前後で別人が代表取締役である場合、従前の選定方法で定められた代表取締役について「退任」の登記を申請し、新たな選定方法で定められた代表取締役について「就任」の登記を申請する。

<代表取締役の選定方法を変更した場合の処理>

<問題①>

…各自代表の会社において、新たに代表取締役の選定方法が定められた場合>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 B	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 C	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。)

以上の登記記録のある会社について、平成 30 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定(「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定)が創設され、新たな代表取締役として A が互選され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①平成 30 年 6 月 1 日代表取締役 B 退任

②平成 30 年 6 月 1 日代表取締役 C 退任

※<選定方法を変更した場合の登記>の「1」参照

<問題②

…互選規定のある会社において、互選規定が廃止された場合>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 29 年 6 月 28 日就任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 29 年 6 月 28 日就任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、平成 30 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が廃止され、新たな代表取締役は選定されなかった。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①平成 30 年 6 月 1 日 B の代表権付与

②平成 30 年 6 月 1 日 C の代表権付与

※<選定方法を変更した場合の登記>の「2」参照

<問題③

…互選規定のある会社において、選定方法が変更された場合 1>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 29 年 6 月 28 日就任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 29 年 6 月 28 日就任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、平成 30 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が廃止され、当該株主総会で新たに代表取締役Aが選定され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒登記申請不要

※<選定方法を変更した場合の登記>の「3」参照

<問題④

…互選規定のある会社において、選定方法が変更された場合 2>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 29 年 6 月 28 日就任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 29 年 6 月 28 日就任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、平成 30 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が廃止され、当該株主総会で新たに代表取締役Bが選定され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①平成 30 年 6 月 1 日代表取締役Aの退任

②平成 30 年 6 月 1 日代表取締役Bの就任

※<選定方法を変更した場合の登記>の「3」参照

<問題⑤

…取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が設定された場合>

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 B	平成 29 年 6 月 28 日就任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 29 年 6 月 28 日就任 平成 29 年 7 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 6 月 28 日重任 平成 29 年 7 月 1 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

以上の登記記録のある会社について、平成 30 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会において、取締役会設置会社の定めが廃止され、互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が創設され、新たな代表取締役として A が互選され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

解答

⇒①取締役会設置会社の定めを廃止

※<選定方法を変更した場合の登記>の「3」参照

5. 不動産登記法(小玉塾・過去問集)サンプルテキスト

平成 22 年度本試験・解答手順表

1. 問題文の柱書を読む。

「平成 30 年 6 月 22 日」「同日」「登記の申請を行った」という文言にチェック。

(登記申請日をチェック。)

「調査の結果、(事実関係)記載の 3 の事実が判明した。」という文言にチェック。

(特徴のある文言なので、チェックしておく。)

「後記(1)及び(2)の間に答えなさい。」とあるので、まず「問い」を見る。

2. 問(1)を読む。

毎度書かれているわけではない、特徴的な文言をピックアップしておく。

ウの「別紙○」のように、「○○の承諾書」のようにという文言にチェック。

(添付情報は、書き方の具体例にチェックしておき、これを真似て答案を書くようにする。)

「委任状を添付する場合において、委任者が何らかの法的地位に基づいて委任しているときは、その法的地位を明らかにして記載しなさい。」「()内に「なし」と記載しなさい」という文言にチェック。

エの「別紙 1」・「別紙 2」のどちらか又は両方を○で囲んで解答しなさい。」「第 1 欄については、既に記載してある。」という文言にチェック。

(特徴的な文言にチェックしておく。)

3. 問(2)を読む。

現時点では、内容が分からないので、ざっと目を通しておくだけにする。

4. 答案作成上の注意事項を読む。

1 の「別紙 3 から 6 までに提示されていない登記に必要な書類は、法律上すべて適式に作成され整っていて、法律上必要な手続も、すべて採られているものとする。」という文言にチェック。

2 の「登録免許税が免除され、又は軽減されている場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額とともに記載しなさい。」という文言にチェック。

(以下省略)

6. 不動産登記法(小玉塾・書式集)サンプルテキスト

<重要度★>

Q21 甲土地には、甲区 2 番でA及びBを共有者とする旨の登記（A持分は 5 分の 2，B持分は 5 分の 3）がされている。そして、甲区 3 番でAを権利者，Bを義務者とし，B持分 5 分の 3 をAに移転する旨の持分移転の登記がされている。さらに，甲区 4 番でAからCへの相続による所有権移転の登記がされている。また，乙区 1 番には，甲区 2 番のA持分を目的として抵当権設定の登記がされている。

この場合において，平成 30 年 7 月 2 日，CはDに対し，1 番抵当権の目的とされていない持分のみを適法に売却した。

A21

登記の目的	所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転
登記原因及びその日付	平成 30 年 7 月 2 日売買
登 記 事 項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 持分 5 分の 3D 義務者 C
登録免許税	移転した持分の価額の 1000 分の 20

(甲区)

2 目的 (省略)

原因 平成 12 年 1 月 5 日売買

共有者 持分 5 分の 2 A

5 分の 3 B

3 目的 B持分全部移転

原因 平成 15 年 1 月 5 日売買

共有者 持分 5 分の 3 A

4 目的 所有権移転

原因 平成 17 年 1 月 5 日相続

所有者 C

(乙区)

1 A持分抵当権設定

原因 平成 12 年 1 月 5 日金銭消費貸借同日設定

(以下省略)

※ 本問は、甲区 4 番のうち、抵当権の目的とされていない部分のみを移転する登記について聞かれている。

この場合、甲区 4 番の登記記録だけを見ても、どの部分が抵当権の目的となっているのか、特定できない。(そもそも、順位 4 番の登記をする際に、「2 番で登記した A 持分」と「3 番で登記した A 持分」を別々に登記できれば問題ないが、「相続による一部移転の登記はできない」という大前提があるため、それはできなかった。)

→仕方がないから、前の登記に遡って、抵当権の目的となっている部分を特定する。

以上の理由で、登記の目的を「所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転」と記載することになる。

(試験対策上は、「相続登記のうちのある一部分を移転する場合には遡って特定する」ということを知っておけば、「〇番で登記した持分」と「〇番から移転した持分」の記載を間違えないと思います。)

7. 不動産登記法(記述式ネタ集+)サンプルテキスト

⑨相続と遺贈

民法 964 条 (包括遺贈及び特定遺贈)

遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。

民法 985 条 (遺言の効力の発生時期)

I 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

民法 1012 条 (遺言執行者の権利義務)

I 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

Q56 相続人の全員 A・B・C・D に対し、「遺言者は、全財産を次の割合で遺贈する。A 2 分の 1 B 6 分の 1 C 6 分の 1 D 6 分の 1」との遺言に基づき所有権移転の登記を申請する場合は、その登記原因は、相続である。(4-16-2)

Q57 「遺言者は、A (相続人の一人) に甲不動産を遺贈する。」旨の遺言に基づき、所有権移転の登記を申請する場合は、その登記原因は、相続である。(4-16-3)

Q58 A には離婚をした配偶者 B と子 C 及び D が、D には子 E がいる。A が公正証書による遺言をして死亡した事例において、遺言の内容が「全財産の 3 分の 1 は C に相続させ、残りは B に贈与する。」であった場合には、C は、B への遺贈の登記がされたかどうかにかかわらず、相続を原因とする持分 3 分の 1 の登記申請をすることができる。(15-18-エ)

申請例

A56 正しい。相続人全員に対する包括遺贈の場合は、「相続」を原因とします。

A57 誤り。相続人全員に対する包括遺贈の場合以外では、「遺贈する」との文言の遺言ならば「遺贈」を原因とします。

A58 誤り。不動産登記法上、相続による所有権一部移転という登記手続はないため、この場合、遺贈の登記を先に申請すべきこととなります。

<申請例>

<1 件目>	
目的	所有権一部移転
原因	年月日遺贈
権利者	持分 3 分の 2B
義務者	亡A相続人C 同D



<2 件目>	
目的	A持分全部移転
原因	年月日相続
相続人 (被相続人A)	持分 3 分の 1C

第 37 問【解答例】 ←冒頭の問題の解答例及び解説

第 1 欄

【登記の事由】

**発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更
取締役、代表取締役及び監査役の変更**

【登記すべき事項】

平成 30 年 3 月 11 日変更

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

普通株式 6000株

甲種株式 2000株

乙種株式 1000株

甲種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年3%の剰余金の配当を受けるものとする。

乙種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年6%の剰余金の配当を受けるものとする。ただし、乙種株式は株主総会において一切の議決権を有しない。

平成 30 年 3 月 11 日退任

取締役A、B、C

代表取締役A

監査役D

同日監査役F就任

平成 30 年 5 月 15 日就任

取締役A、B、C

東京都渋谷区北渋谷九丁目 8 番 7 号

代表取締役A

【添付書面の名称及び通数】

定款 1通

株主総会議事録 2通

種類株主総会議事録 1通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権等を証する書面(株主リスト) 3通(2通)

監査役の就任承諾書 1通

本人確認証明書 1通

取締役の就任承諾書は、株主総会議事録の記載を採用する。

取締役会議事録 1通

代表取締役の就任承諾書は、取締役会議事録の記載を採用する。

委任状 1通

第 2 欄

なし

＜問題文の要約＞

一. 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更

別紙 1(第一電器株式会社の登記記録抜粋)から読み取る内容

1. 普通株式と甲種株式を発行する種類株式発行会社である。
2. 普通株式及び甲種株式の双方について譲渡制限株式の定めがある。
(つまり、いわゆる非公開会社である。)
3. 普通株式のみ発行済み。甲種株式は未発行。

別紙 3(平成 30 年 3 月 11 日開催の臨時株主総会の議事概要)

1. 新たに乙種類株式を追加する旨の定款変更が決議された。
2. 乙種類株式の内容としては、「普通株式に先立ち年 6%の剰余金の配当を受ける」及び「株主総会において一切の議決権を有しない」旨の定めがある。
3. 乙種類株式については、譲渡制限株式の定めはない。

別紙 4(平成 30 年 3 月 11 日開催の普通株主の種類株主総会の議事概要)

1. 新たに乙種類株式を追加する旨の定款変更が決議された。
2. 乙種類株式の内容としては、「普通株式に先立ち年 6%の剰余金の配当を受ける」及び「株主総会において一切の議決権を有しない」旨の定めがある。

⇒この種類株主総会は、新たに追加される乙種類株式の内容が普通株主に損害を及ぼす恐れがあるために開催されている(会社法 322 条)。なお、甲種株式は未発行なので種類株主総会は開催されていない。

別紙 8(聴取記録)から読み取る内容

1. 本問会社の株主は、W(議決権 1200 個)、X(議決権 700 個)、Y(議決権 400 個)、Z(議決権 100 個)の 4 名(聴取記録 3)。
2. 平成 30 年 3 月 11 日株主総会及び種類株主総会の出席株主は W のみ(聴取記録 4、5)。

⇒つまり、総議決権数 2400 個のうち、1200 個の株主のみが出席している。会社法 309 条 2 項、324 条 2 項の株主総会・種類株主総会の特別決議の定足数の要件は満たしていない。(法定の特別決議の要件は過半数出席)

別紙2(第一電器株式会社の定款)から読み取る内容

1. 株主総会及び種類株主総会の特別決議の要件が緩和されている(定款 13 条 2 項, 14 条 2 項)。

⇒これにより, 新たに乙種類株式を追加する旨の定款変更の決議は適法に成立することになる。

⇒新たに乙種類株式を追加する旨の定款変更の決議が適法に成立したことにより, 本問会社は定款変更時に公開会社となる。

⇒**発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記を申請する。**

添付書面

① 定款

株主総会及び種類株主総会の特別決議の定足数を緩和する旨の定款の定めを明らかにするため, 定款を添付する。

② 株主総会議事録

株式の種類追加についての定款変更を決議した平成 30 年 3 月 11 日開催の株主総会の議事録を添付する。

③ 種類株主総会議事録

株式の種類追加についての定款変更を決議した平成 30 年 3 月 11 日開催の普通株主を構成員とする種類株主総会の議事録を添付する。

④ 株主の氏名又は名称住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)

上記②及び③の決議についての株主リストを添付する。

⑤ 委任状(商登法 18 条)

登録免許税(参考)

申請 1 件につき 3 万円(登免法別表 1.24.(1)ツ)。

二. 取締役、代表取締役及び監査役の変更

別紙 1(第一電器株式会社の登記記録抜粋)から読み取る内容

1. 取締役はA, B, Cの3名。
2. 代表取締役はA。
3. 監査役はD。

別紙 3(平成 30 年 3 月 11 日開催の臨時株主総会の議事概要)

1. 新たに乙種類株式を追加する旨の定款変更の決議が適法に成立したことにより、本問会社は定款変更時に公開会社となった。

⇒これにより、同日付で取締役A, B, C, 監査役Dの任期が満了する(会社法 332 条 7 項 3 号, 336 条 4 項 4 号)。代表取締役Aは、取締役としての任期満了による退任に伴い資格喪失により退任する。もともと取締役、代表取締役ともに法定員数に欠けるため、なお取締役、代表取締役としての権利義務を有する。

2. 新たに監査役Fが選任された。

別紙 5(Fの就任承諾書)

1. 平成 30 年 3 月 11 日に選任されることを条件として、平成 30 年 3 月 8 日に就任承諾書を提出している。

別紙 6(平成 30 年 5 月 15 日開催の定時株主総会の議事概要)

1. 新たに取締役A, B, Cが選任された。
2. いずれも席上就任承諾をした。

別紙 7(平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会の議事概要)

1. 新たに代表取締役Aが選定された。
2. Aは席上就任承諾をした。

⇒**取締役、代表取締役及び監査役の変更の登記を申請する。**

添付書面

① 定款

平成 30 年 3 月 11 日の監査役選任決議に関し、定足数を緩和する定めを明らかにするために添付する。

② 株主総会議事録 2通

取締役全員及び監査役Dの任期満了による退任を証する書面として、公開会社となる旨の定款の変更を決議した平成 30 年 3 月 11 日開催の株主総会議事録を添付する。監査役Fの選任についてもこの議事録を添付する。また、取締役A、B及びCの選任に関し、平成 30 年 5 月 15 日開催の定時株主総会の議事録を添付する。

③ 株主の氏名又は名称住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

上記②のうち監査役Fの選任決議及び取締役A、B及びCの選任決議についての株主リストを添付する。

④ 取締役会議事録

代表取締役の選定に関し、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会の議事録を添付する。

⑤ 監査役の就任承諾書

別紙 5 の就任承諾書を添付する。

⑥ 監査役の本人確認証明書

⑤の就任承諾書の住所及び氏名と同一の住所及び氏名を証明する書面を添付する。取締役は全員再任なので本人確認証明書の添付を要しない。

⑦ 取締役の就任承諾書

答案作成上の注意事項に従い、平成 30 年 5 月 15 日開催の株主総会議事録の記載を援用する。

⑧ 代表取締役の就任承諾書

答案作成上の注意事項に従い、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会議事録の記載を援用する。

※ 印鑑証明書の添付の要否

代表取締役Aの就任承諾を証する書面に押した印鑑についての証明書の添付は、同人が再任に当たるため不要である（商登規 61 条 4 項後段括弧書）。また、代表取締役の選定に関する書面（取締役会議事録）に係る出席取締役の印鑑証明書（商登規 61 条 6 項 3 号）については、変更前の代表取締役Aによる登記所届出印の押印があるため、添付不要となる。

⑨ 委任状（商登法 18 条）

登録免許税(参考)

資本金の額が 1 億円を超える株式会社における役員等の変更分として、申請 1 件につき 3 万円（登免法別表 1.24.(1)力）。

会社法 2 条（定義）

- ⑤ 公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。

公開会社とは、簡単にいうと、譲渡制限株式の定めを一切していない会社（その発行する全部の株式について株式譲渡制限の定款の定めを設けていない会社）と、譲渡制限株式以外の株式を 1 株でも発行することができる会社（その発行する一部の株式について株式譲渡制限の定款の定めを設けていない会社）をいいます。

[MEMO]